

## 大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業への質問に対する回答

No.	資料名・ページ数	質問	回答
1	企画提案公募仕様書 P2 6(1)	デジタル化された画像2000点について、P4でデジタルアーカイブのデータベース化とありますが、掲載項目の内容は、現在内容としては存在し、項目整理されていて、基本は修正等必要ないのでしょうか？	仕様書に記載の掲載項目については、現時点で想定される項目を広く例示しています。一部、現在活用しているデータベースにない項目もありますが、最終的には大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下、「enoco」という）指定管理者及び大阪府と協議して決定することになります。  【参考】現在、enocoで管理しているFileMakerの主な掲載項目 作品ID/取得年/取得方法/評価額/作品名/Title/ジャンル/カテゴリー/制作年/素材・技法/作品サイズ/額サイズ/目録用サイズ/イメージサイズ/マットサイズ/窓サイズ/形態・額種/貸出状況/保管場所/受賞名/作家名/作家名(英)/生没年/性別/国籍/出生地/出身校/所属団体/関連資料/公式URL/関連URL/作家略歴/作家DATA/作品DATA/作品状態・備考・特記/活用履歴 など
2		本委託金の中に、ドメイン、ホスティングサービスに掛かる費用も含まれるのでしょうか？	委託金額に含みます。
3		バーチャル美術館に展示するデータ(作品)と、コレクションのデジタルアーカイブ化のデータ(作品)は同じシステム上で運用されている必要がありますでしょうか。	同じシステム上での運用でなくても構いません。
4	企画提案公募仕様書 P2 6(1)①ア	enoco の館内を360度カメラで撮影したものや、3D モデリングされた展示室などのバーチャル空間を創出、とあるが、3Dモデリングされた展示室の制作はマストでしょうか？ また、その3Dモデリングされた展示室はenocoの館内を再現した空間に限らずオリジナルのデザインも含めた提案ということでしょうか？	3Dモデリングされた展示室の制作は必須ではありません。 3Dの空間で鑑賞できるものであれば、enoco の館内を360度カメラで撮影したものや、3Dモデリングされた展示室などのバーチャル空間のいずれも可とします。  また、オリジナルのデザインでも構いません。
5		展示用の新たな画像を撮影する撮影にかかる費用は、事業者の負担とあるが、現在江之子島の部屋は、撮影場所として利用可能なのかどうか(スケジュール含め)？あるのであれば空いている日程や候補場所を提示していただきたい。	enocoの展示室等の貸室を利用する場合には、原則、利用料金が発生します。なお、施設の利用内容等により利用料金が発生しない場合もありますので、実際の利用にあたっては、enoco指定管理者と協議しながら、進めていただくことになります。  enocoの展示室等の空き状況は、enocoWebサイトで確認することができます。 <a href="https://www.enokojima-art.jp/rental-space/#status">https://www.enokojima-art.jp/rental-space/#status</a>

## 大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業への質問に対する回答

No.	資料名・ページ数	質問	回答
6	企画提案公募仕様書 P2 6(1)①ア	「展示用の画像は、原則として新たに撮影～実施すること。」とありますが、enocoを撮影場所として使用するのは無料でしょうか。また使用の際にはどのような手続きが必要でしょうか。	enocoの展示室等の貸室を利用する場合には、原則、利用料金が発生します。なお、施設の利用内容等により利用料金が発生しない場合もありますので、実際の利用にあたっては、enoco指定管理者と協議しながら、進めていただくこととなります。  貸室の利用にあたっては、利用申込の手続きが必要となります。 詳細はenocoWebサイトをご確認ください。 <a href="https://www.enokojima-art.jp/rental-space/#app">https://www.enokojima-art.jp/rental-space/#app</a>
7		コレクションの展示について、バーチャル空間を作るための「3Dモデリングのベース」となるものはありますか？もしくは3Dデータは既にあるのでしょうか？	3Dモデリングのベースはありません。また、3Dデータもありませんので、本事業で制作していただきます。
8	企画提案公募仕様書 P2 6(1)①ア(イ)	約2000点のコレクションのデジタルアーカイブ化とはコレクションの種類(絵画など平面作品、彫刻など立体作品)を問わず1作品につき平面的な画像で1カットという認識で問題ないでしょうか？それとも作品によっては複数の画像が必要になるのでしょうか？その場合は1作品につき平均的にどのくらいのカット数を目安にすればよいでしょうか？	デジタルアーカイブ化(2,000点)をする画像は、1作品につき、平面的な画像を1カット以上を掲載してください。
9		「登録するコレクションに関する～enoco指定管理者より提供する。」とありますが、提供される基本情報はどのような情報でしょうか。また不足する情報については事業者で作成しなければならないのでしょうか。	現在、enoco指定管理者はFileMakerというデータベース管理システムで管理していますので、その保存データを提供する予定です。不足している情報については、必要があれば事業者で作成をお願いします。  enocoで管理しているFileMakerの主な掲載項目はNo.1をご参照ください。
10		公開画像のサイズは32,400画素以下にするとあるが、32,400画素以下であれば著作権の申請が不要との見解でしょうか。	著作物の権利者及び利用者の団体により策定された「美術の著作物等の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条ガイドライン」において、展示する目的で収蔵している作品のデジタル画像について、32,400画素以下であれば、インターネット上で公開することができるとされています。  なお、このガイドラインは著作物の権利者及び利用者の団体が合意して定めたものであり、これとは異なる見解をお持ちの権利者がおられた場合は、大阪府及び事業者により真摯に協議し対応したいと考えます。 <a href="https://www.zenbi.jp/getMemFile.php?file=file-3-668-file-4.pdf">https://www.zenbi.jp/getMemFile.php?file=file-3-668-file-4.pdf</a>

## 大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業への質問に対する回答

No.	資料名・ページ数	質問	回答
11	企画提案公募仕様書 P2 6(1)①ア(イ)	デジタルアーカイブ化に関して、コレクションの撮影は含まれますか。含まれる場合、2,000点のうちすでに撮影済みの作品は何点ございますでしょうか。	デジタルアーカイブ化(2,000点)の作品画像は、enoco指定管理者で保管している画像(ファイルメーカーで管理している画像)を活用することができるほか、新たに撮影することもできます。 (保管している画像を活用する場合、enoco指定管理者及び大阪府との協議が必要になります。)
12		「enoco指定管理者で保管している画像」とはどういった状態のものでしょうか。	FileMakerというデータベース管理システムで管理している画像を基本とします。その他、enocoで保管している画像もあることを確認していますので、事業者が必要と判断される場合は、大阪府がenoco指定管理者と協議し、利用できるよう調整します。
13	企画提案公募仕様書 P3 6(1)①イ(ア)	「現在enocoで活用しているファイルメーカーを継続して活用する」について、バーチャル美術館のCMSとして連携するというイメージでしょうか。	CMSとして統合する必要はありませんが、FileMakerによるコレクションの管理は継続されるため、システムあるいは運用上の仕組みによって情報に齟齬が発生しない提案をお願いします。
14		ユニバーサルデザイン・アクセシビリティについて、どこまで対応が必要か具体的にご提示いただけますか。	特に指定はしていませんが、以下を参考にしてください。 (参考1)大阪府ウェブアクセシビリティ方針： <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/information/accessibility.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/information/accessibility.html</a> (参考2)色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン： <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/index.html</a> (参考3)enoco Webサイト <a href="https://www.enokojima-art.jp/">https://www.enokojima-art.jp/</a>
15	企画提案公募仕様書 P4 6(1)①イ(イ)	この項目についてはバーチャル美術館で開示する2,000点のデータベースのことでよろしいでしょうか。	2,000点を公開できるデータベースを構築してください。
16	企画提案公募仕様書 P5 6(1)②ア	「令和6年3月時点で enocoWeb サイトへのアクセス数 1か月あたり平均 9,000以上を達成できるよう努めること」とあるが、9,000は、既存のアクセス数も含まれますか？ もし含む場合、現在のアクセス数はどれくらいでしょうか。	既存のアクセス数を含めます。昨年度のアクセス数の月平均は、約8,170ですが、本事業でより多くのアクセス数の増加をめざします。
17	企画提案公募仕様書 P5 6(1)②イ	運営・運用に関して WEB鑑賞会における配信機材、またアーティストやキュレーターへの謝礼、またPR動画を制作するあらゆる諸経費なども含めた委託金となるのでしょうか？	委託金額に含みます。

## 大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業への質問に対する回答

No.	資料名・ページ数	質問	回答
18	企画提案公募仕様書 P6 6(2)	印刷に掛かる費用も含まれるのでしょうか？ また配布方法の指定はあるのでしょうか？	委託金額に含みます。配布方法については提案を求めます。
19		「④SNSの活用」において”動画投稿サイト等で著名人等に体験を共有してもらうよう依頼、調整するなど～”とありますが、この「著名人」にはどのような人物が該当するのでしょうか？	特に指定はしていません。効果的な情報発信につながるよう提案してください。
20	企画提案公募仕様書 P6 6(4)	業務に従事する者のうち、少なくとも1人は学芸員等、現代美術に精通しており、本事業で制作するコンテンツ等、全ての制作物について、事実誤認がないかを精査する能力を有する者とする、とあるが、このような特定の能力を有する人材の確保が難しい場合、人材を弊社で業務委託等の契約を交わす前提で貴庁からご紹介いただくなどの方法は可能でしょうか？	大阪府からの人材の紹介は予定していません。
21		学芸員等への繋がりが無い場合は、どなたかご紹介いただくことは可能でしょうか？	大阪府からの人材の紹介は予定していません。
22		「1人は学芸員等、～精査する能力を有するものとする。」とあるが、サイトを制作するうえで必要な収蔵作品の取り扱いについては事業者が行ってよろしいでしょうか。	作品の取扱い等についてはenoco指定管理者及び大阪府と協議の上、進めていきます。
23	企画提案公募仕様書 P7 6《留意事項(共通)》	「コレクションの取扱いは～細心の注意を払うこと。」とあるが、破損等があった場合の責任はどのようになりますか。作品を取り扱う際の事業者と指定管理者のリスクの分担をお示ください。事業者側が取り扱う場合は、その際必ず学芸員資格のある者が取り扱わなければならないのでしょうか。	破損等があった場合の責任は、作品の破損等の原因によります。作品の取扱い等については、enoco指定管理者及び大阪府と協議の上、進めていきます。
24		「Web鑑賞会や情報発信にあたり」とありますが、バーチャル美術館やデジタルアーカイブの2,100点の画像公開にかかる著作権処理も事業者が行うのでしょうか。	著作権処理が必要となるものについては、事業者に行っていただきます。
25	企画提案公募要領 P7 8(1)イ	プレゼンテーションの持ち時間は決まっていますか？	未定です。 プレゼンテーションの時間は応募者数により決定し、事前に応募者に通知します。 なお、参考として、これまでに文化課で実施した企画提案公募のプレゼンテーションの時間は、約20分でした。
26		プレゼンテーションにおいて、スライドや映像以外に配布資料を持参しても良いのでしょうか？ また、その様式に規定はありますか？	応募書類の提出締切日以降の追加資料は認めません。そのため、プレゼンテーション審査当日に配布資料を持参することはできません。